

茨城県報第1959号

茨

平成20年3月13日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ
茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (女性青少年課) 2
茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)2
告示
青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課)3
救急医療協力病院の指定取消し (医療対策課)4
指定市町村事務受託法人の指定 (長寿福祉課)4
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)4
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (2件) (障害福祉課)5
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課)5
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)6
大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)7
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)8
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)13
定款変更の認可 (農村計画課)13
換地計画の決定 (農地整備課)14
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)14
道路の供用の開始 (5件) (道路維持課)15
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)16
事業計画の変更の認可 (2件) (下水道課)17
土地改良事業計画の変更の適当決定 (2件) (土地改良事務所)18
土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所)19
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)19
更正換地処分の届出 (土地改良事務所)19
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)20
(選挙管理委員会)
政治団体の設立届出
政治団体の届出事項の異動届出20
政治団体の解散届出
資金管理団体の指定届出

資金管理団体の届出事項の異動届出	22
資金管理団体の指定の取消しの届出	
資金管理団体の解散届出	
政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正	
<u> </u>	
ム ロ ロ	2/
基本測量の終了(用地課)	
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課)	
加ル 加ツユデル	

規

則

茨城県規則第6号

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和55年茨城県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(利用料金の納付の時期)

第9条 利用料金は、研修室等を利用する時までに納付するものとする。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、指定管理者が別に定める日までに納付するものとする。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

茨城県規則第7号

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県安全な飲料水の確保に関する条例施行規則 (昭和55年茨城県規則第74号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第50号を第51号とし、第21号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 塩素酸

第7条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「第33号、第37号、第38号及び第45号から第50号まで」を「第34号、第38号、第39号及び第46号から第51号まで」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に 改める。

第17条第1項中「第33号,第37号及び第45号から第50号まで」を「第34号,第38号及び第46号から第51号まで」に 改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

示

茨城県告示第299号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条の規定により、青少年に有益な興行とし て次のとおり推奨する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1	推奨番	号	1
2	種	類	映画
3	題	名	新・あつい壁
4	制	作	映画「新・あつい壁」製作・上映実行委員会
5	推奨年月	日	平成20年 3 月 6 日
6	推 奨 理	由	本作品では,ハンセン病患者に対する差別と偏見が鋭く描かれている。差別されることの
			悲しさ,つらさを描写し,不公正な刑事裁判手続を通して,人間としての尊厳の大切さが主
			張されている。
			ハンセン病患者の歴史,ならびに人権,差別を考えさせる好機を提供するものであり,青
			少年の健全育成に有益である。

1	推	奨	番	号	2
2	種			類	映画
3	題			名	大ちゃん,だいすき。
4	制			作	映画「大ちゃん」製作委員会
5	推	奨 兌	₹ 月	日	平成20年 3 月 6 日
6	推	奨	理	由	本作品は,障害のある子どもを通じて,家族や友人たちが成長していく姿を描いたもので
					ある。
					家族で助け合って生きること,周りの友達を大切にすること,地域で支えあって暮らして
					いくことなどの大切さを訴えかける内容となっており、青少年の健全育成に有益である。

1	推奨番	号	3
2	種	類	映画
3	題	名	ふみ子の海
4	制	作	株式会社C.A.L
5	推奨年月	田	平成20年 3 月 6 日
6	推 奨 理	由	本作品は,盲目の少女が勉学の志を持ってたくましく生きる姿と,周囲の大人たちが少女
			を支える姿を描いたものである。厳しい寒さの中での貧困や暗い世相も描かれており,当時
			の目の不自由な人が生きていくことの苦労が分かりやすく表現されている。
			希望を持ち続け努力することや,周りが温かく支えることの大切さを訴えており,青少年
			の健全育成に有益である。

茨城県告示第300号

次の救急医療協力病院については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号) 第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により 告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所	在	地
医療法人社団同仁会 常南病院	潮来市辻386番地		

茨城県告示第301号

介護保険施行令 (平成10年政令第412号) 第11条の2の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第11条の6の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の名称	代	表者	の氏	名	事業所の所在地	指 定 年月日	事 業 開始日	事務の種類
社会福祉法人 那珂市 社会福祉協議会	小	宅	近	昭	那珂市菅谷3198番地	平成20年 3月3日	平成20年 4月1日	要介護認定調査及び当 該調査に係る事務
社会福祉法人 ひたち なか市社会福祉協議会	本	間	源	基	ひたちなか市西大島 3 丁 目16番 1 号	平成20年 3月3日	平成20年 4月1日	要介護認定調査及び当 該調査に係る事務

茨城県告示第302号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき次のとおり指定したので, 同法第51条第 1 項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0812100139	デイホーム はっぴい	茨城県ひたちなか 市津田2031 - 797	特定非営利活動 法人 生活支援 ネットワーク こもれび	茨城県ひたちなか 市津田2031 - 797	平成20年 3月10日	生活介護 自立訓練(生 活訓練)

茨城県告示第303号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第1項 の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所	サービス	車器託来早		変更内容		変 更 年月日
争未有の有例	の名称	の種類	事業所番号	変更事項	変更前	変更後	年月日
有限会社	有限会社ほっと水戸	居宅介護重度訪問介護	0810100560	事業所の所在 地	水戸市千波町	水戸市見川 2 丁目93番地の 4	平成19年 10月20日
ほっと水戸				主たる事務所 の所在地	2220 6		

茨城県告示第304号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第1項 の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所 の名称	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	サービス	事業所番号		変更内容		変更
争未有の有例		の種類	争耒川留写「	変更事項	変更前	変更後	年月日								
アイルマネー マネジメント 有限会社	キッズスペ ースキララ	児童デイサー ビス	0812100121	事業所の所在 地	ひたちなか市 高場1621 - 13	水戸市姫子 2 丁目695 - 1	平成20年 2月29日								

茨城県告示第305号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第1項 の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 昌

事業所 の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービス の 種 類	廃 止 年月日
0812000230	ぽらん・さぽーと	つくぼ市沼崎1402 - 2	特定非営利活動法人 ポランのひろば	自立訓練(生 活訓練)	平成20年 3月31日

茨城県告示第306号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお,この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

(2) 住所

栃木県小山市卒島1293番地

- 2 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品友部店

笠間市東平 3 丁目1470 - 1936 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年10月29日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,050 m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア駐車場の収容台数120台イ駐輪場の収容台数15台ウ荷さばき施設の面積84㎡エ廃棄物等の保管施設の容量24㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分~午後9時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時

茨

3 届出年月日

平成20年 2 月28日

茨城県告示第307号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に 供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の所在地は、中心市街地活性化法第55条第1項に基づき定められた第二種大 規模小売店舗立地法特例区域内であるため、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見に ついては同条第2項の規定により提出することはできません。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社 伊勢甚本社

代表取締役 綿 引 甚 介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目3番2号

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 水戸ショッピングストリート「キミット」

水戸市泉町一丁目62番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

	氏	名	又	は	名	称		住	所	代表者氏名
未定							未定			未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社田沼屋商店	水戸市末広町1丁目3番2号	峯 崎 宏 一
マエダ通商株式会社	水戸市元吉田町1807	前田眞一

(3) 変更の年月日 平成20年2月5日

(4) 変更する理由

新規開店

3 届出年月日

平成20年2月22日

茨城県告示第308号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ笠間

笠間市石井字南町2095 - 1 外

- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成20年2月12日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 笠間ショッピングセンター

(変更後) ピアシティ笠間

(3) 届出年月日

平成20年1月25日

2 市町村の意見

特になし

······

茨城県告示第309号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田 古河店 古河市西牛谷347 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成19年11月19日

- イ 変更しようとする事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

茨

(変更前) 午後7時 (年間120日は午後7時30分)

(変更後) 午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分~午後7時30分(年間120日は午後8時)

(変更後) 午前8時30分~午後8時30分

ウ 届出年月日

平成19年11月2日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第310号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお,意見書は,本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工 労政課(日立市,高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター)にお いて縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 ケーヨーデイツー新竜ヶ崎店

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー新竜ヶ崎店

龍ケ崎市小柴1丁目1番5

- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成19年8月27日

イ 変更した事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前8時~午後2時

(変更後)

24時間

(3) 届出年月日

平成19年8月1日

2 意見の概要

意見なし

第2 イオンモール水戸内原

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地イオンモール水戸内原 水戸市中原町字西135番地
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成19年8月27日
 - イ 変更しようとする事項
 - (ア) 駐輪場の位置
 - (イ) 駐車場の自動車の出入口の位置
- (3) 届出年月日 平成19年8月8日
- 2 意見の概要意見なし

第3 常陸大宮ショッピングセンター

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 常陸大宮ショッピングセンター 常陸大宮市下村田字坪井上2369番地 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成19年9月20日
 - イ 変更した事項
 - (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 12,242㎡ (変更後) 16,143㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 968台 (変更後) 902台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 130台 (変更後) 140台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 206m²

(変更後) 270m²

対 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 177 m³

(変更後) 209㎡

(3) 届出年月日

平成19年8月29日

2 意見の概要

意見なし

第4 千代田ショッピングモール

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 千代田ショッピングモール かすみがうら市下稲吉2633番地4 外
 - (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成19年9月18日
 - イ 変更した事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所

(変更後) 6箇所

(3) 届出年月日

平成19年8月30日

2 意見の概要

意見なし

第5 ウエルサイト石岡

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウエルサイト石岡 石岡市東大橋字中峯1975 1 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項) 平成19年9月27日
- イ 変更した事項
- (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 13,006m²

(変更後) 16,570㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1,165台

(変更後) 1,158台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 1,097m²

(変更後) 1,209m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 121 m³

(変更後) 147 m³

(3) 届出年月日

平成19年9月4日

2 意見の概要

意見なし

第6 コープつちうら

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープつちうら

土浦市小松一丁目15 - 8

- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成19年 9 月27日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 3箇所

(3) 届出年月日

平成19年9月10日

2 意見の概要

意見なし

第7 ショッピングガーデン「アクロス」

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングガーデン「アクロス」 鉾田市塔ヶ崎字古川1017番地1 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成19年9月27日

- イ 変更しようとする事項
 - (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

茨

城

県

報

(変更前) 3,650m²

(変更後) 6,229m²

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 198台

(変更後) 365台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 64m²

(変更後) 124m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 41 m³

(変更後) 68 m³

(オ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 3箇所

(3) 届出年月日

平成19年9月11日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第311号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。 平成20年3月13日

> 茨城県知事 橋 本 昌

別表1中「0.40%」を「0.45%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年2月21日以後になされた 貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給に ついては、なお従前の例による。

茨城県告示第312号

石岡台地土地改良区から平成20年2月7日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法(昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により平成20年3月6日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として 認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第313号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により県営土地改良総合整備事業下館中地区 (全換地区) に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年3月14日から 平成20年4月11日まで

3 縦覧の場所

筑西市役所

茨城県告示第314号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
潮来市大洲字大洲1568番 1 から	旧	最大 35.0	59	
潮来市大洲字大洲2116番まで	IH	最小 24.7	33	
	ΦC	最大 32.8	F0	不田地の除り
	新	最小 24.7	59	不用地の除外

茨城県告示第315号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区間	旧	新の別	敷地(の幅員	延	長	摘	要
				メートル		メートル		
つくばみらい市東楢戸字細久保1242番5 地先から		(A)	最大	9.0		620		
		(\(\)	最小	5.0		020		
つくばみらい市小張字高波4088番 2 地先まで		(D)	最大	12.0		440		
つくばみらい市小張字新田浦4106番	旧	(B)	最小	5.0		410		
地先から		(6)	最大	48.0		0.40		
つくばみらい市小張字高波4088番 2 地先まで		(C)	最小	18.0		640		
つくばみらい市東楢戸字細久保1242番5 地先から								
つくばみらい市小張字高波4118番 6 地先まで								
つくばみらい市東楢戸字細久保1242番5 地先から	新	(C)	最大	48.0		640	土地区	画整理
つくばみらい市小張字高波4118番 6 地先まで	341	(-)	最小	18.0		3.10	事業に 域変更	よる区

茨城県告示第316号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 那珂市額田北郷1505番1から

那珂市額田北郷1520番まで

3 供用開始の期日 平成20年3月13日

······

茨城県告示第317号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸那珂港山方線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市大字長砂字渚163番9から

那珂郡東海村大字照沼字渚768番9まで

3 供用開始の期日 平成20年3月31日

茨城県告示第318号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 十王里美線

2 供用開始の区間 日立市十王町友部1892番 2 地先から

茨

日立市十王町友部2416番 5 地先まで

城

3 供用開始の期日 平成20年3月26日

茨城県告示第319号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 取手つくば線

2 供用開始の区間 つくば市島名字熊ノ山1470番 1 地先から

つくば市島名字木崎121番1地先まで

3 供用開始の期日 平成20年3月26日

茨城県告示第320号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年3月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 野田牛久線

2 供用開始の区間 つくばみらい市板橋字東街道2060番1地先から

つくばみらい市南太田字広池197番1地先まで

3 供用開始の期日 平成20年3月27日

.....

茨城県告示第321号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき,那珂町竹ノ内土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 那珂町竹ノ内土地区画整理組合

事務所の所在地 那珂市福田1819番地5

事業施行期間 自 平成3年5月9日

至 平成20年3月31日

施行地区 那珂市菅谷字原後の全部、字竹ノ内、字原前、字両宮東、字大木内、字江向西の各一部

設立認可の年月日 平成3年5月9日

2 公告すべき変更の内容

自 平成3年5月9日 事業施行期間

至 平成22年3月31日

3 変更認可の年月日 平成20年3月13日

茨城県告示第322号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 神栖市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業

神栖市公共下水道

3 事業期間 平成9年12月22日から

平成24年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年3月10日茨城県告示第276号,昭和56年3月9日茨城県告示第317号,昭和63年2月4日茨城県告示第 158号,平成7年4月10日茨城県告示第478号,平成11年3月29日茨城県告示第347号(以上神栖町公共下水道), 昭和54年2月22日茨城県告示第236号、昭和61年3月31日茨城県告示第507号、昭和63年2月18日茨城県告示第235 号, 平成元年3月20日茨城県告示第434号, 平成8年4月1日茨城県告示第433号及び平成11年3月29日茨城県告 示第348号(以上波崎町公共下水道)の事業地に、神栖市知手中央一丁目、知手中央二丁目、知手中央三丁目、 知手中央四丁目、知手中央十丁目、知手字和手及び字砂、日川字草場並びに横瀬字長峰の各一部の区域を加える。

茨城県告示第323号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により,事業計画の変更を認可したので,同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 猿島郡五霞町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業

五霞町公共下水道

3 事業期間 昭和57年2月4日から

平成26年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

······

茨城県告示第324号

鉾田市長から平成20年2月12日付け鉾建第900号で協議のあった基盤整備促進事業(農道)常磐野中地区土地改良事業計画の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項の規定において準用する同法第48条第9項の規定により準用する同法第8条第1項の規定により平成20年2月22日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項の規定により準用する同法 第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をする ことができる。

平成20年3月13日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

1 縦覧に供する書類

常磐野中地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年3月14日から

平成20年4月11日まで

3 縦覧の場所

鉾田市役所

······

茨城県告示第325号

鉾田市長から平成20年2月12日付け鉾建第901号で協議のあった基盤整備促進事業(農道) 鹿田中通地区土地改良 事業計画の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項の規定において準用する同法第 48条第9項の規定により準用する同法第8条第1項の規定により平成20年2月22日適当と決定したので、関係書類を 次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項の規定により準用する同法 第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をする ことができる。

平成20年3月13日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

1 縦覧に供する書類

鹿田中通地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年3月14日から

平成20年4月11日まで

3 縦覧の場所

鉾田市役所

茨城県告示第326号

鉾田市新鉾田二丁目6番3に事務所を置く鉾田川流域土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年3月13日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職名	氏 名	住 所
理 事	郡司與一	鉾田市鉾田2271番地

2 就 任

職名	氏 名	住 所
理 事	青 野 義 春	鉾田市鉾田2051番地

茨城県告示第327号

つくば市筑穂一丁目10番4号に事務所を置く酒丸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭 和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年3月13日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 夫

1 退 任

職	名	氏	名	住	所
理	事	中 野	甚 兵衞	つくば市酒丸140番地 1	

2 就 任

職名	氏 名	住
理 事	中野元氏	つくば市酒丸134番地

茨城県告示第328号

鹿嶋市大字爪木1689番地1に事務所を置く鹿島湖岸北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年3月13日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

退任

職	名	氏	名	住	所	
理	事	原	通	鹿嶋市大字山之上198番地		

茨城県告示第329号

平成19年12月25日付け筑土改指令第8号をもって認可した団体営土地改良総合整備事業八千代石下地区(全換地区) の換地計画の更正については、吉田用水土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法 (昭和 24年法律第195号) 第54条第4項の規定により公示する。

平成20年3月13日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 崎 博

······

茨城県告示第330号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業小原地区 (南換地区) に係る換地処分をした。

平成20年3月13日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 沢 正 巳

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、 同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代	表者	の氏	名	会計	責任	者の	氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かわばた秀慈後援会	Ш	畑	秀	慈	Ш	川畑秀慈稲		慈	稲敷郡阿見町うずら野 3 - 13 - 1	H20. 2. 5
政治結社優魂塾	友	部		勝	友	部		勝	石岡市旭台 1 - 10 - 1	H20. 2. 7
渡辺健一後援会	渡	辺	辰	也	増	永	容佳		那珂市竹ノ内1 - 16 - 1	H20. 2. 8
心武館純心塾	小	室	利	_	井	坂	俊	紀	土浦市並木3-9-2 サン光ビル203	H20. 2.12
五霞町オンブズマンク ラブ	石	塚	鐵	男	石	塚	富	朗	猿島郡五霞町原宿台3-2-7	H20. 2.12
大宮英雄事務所	大	宮	英	雄	黒	須	由約	记夫	龍ケ崎市佐貫町489 - 2 201号室	H20. 2.13
ウィローズクラブ	柳	田	和	己	柏	崎	富	治	古河市下辺見2333 - 1	H20. 2.21
高橋のりひさ後援会	成	島	智	晃	高	橋		茂	守谷市本町319 - 25	H20. 2.26

茨城県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代	表者	の氏	名	会計	会計責任者の氏名			主たる事務所の所在地	届出年月日
新	. / > . — > . — 力 人 立					菊	池	憲	光		H20. 2. 6
旧	グノナナノス協会又部					Ш	島	敏	昭		
新	自由民主党七会支部					大區	座畑	洋	=		H20. 2.14
旧						仲	田		平		
新	自由民主党茨城県日立	菊	池	敏	行						H20. 2.15
旧	中央支部	砂	Ш	_	郎						

	政治団体の名称	代	表者	の氏	名	会計	責任	者の	氏名	主たる事務所の所在地	届出年	₹月日
新	自由党勝田支部					打	越		浩		H20.	2.15
旧						大	内	聖	和			
新	自由民主党茨城町中央									東茨城郡茨城町奥谷1243 - 1	H20.	2.22
旧	支部									東茨城郡茨城町小鶴1496		
新	ちのね茂彦後援会					樫	村	四	郎		H20.	2. 1
旧						鈴	木	政	夫			
新	橋本まさる社団法人茨 城県ビルメンテナンス					菊	池	憲	光		H20.	2. 6
旧	協会後援会					Ш	島	敏	昭			
新	茨城県ビルメンテナン					菊	池	憲	光		H20.	2. 6
旧	ス政治連盟					Ш	島	敏	昭			
新	幸友会					高	橋		博		H20.	2. 7
旧						鈴	木	克	己			
新	細谷のりゆき後援会					高	橋		博		H20.	2. 7
旧						鈴	木	克	己			
新	渡辺哲後援会	渡	辺	和	子	渡	辺	和	子		H20.	2. 8
旧		渡	辺		哲	渡	辺		哲			
新	茨城県医療法人連盟	小	林	克	巳	Щ	縣	邦	彦		H20.	2.20
旧		Ш	崎	_	男	志	村	弘	道			
新	たかくら富士男後援会									水戸市双葉台 1 - 46 - 2	H20.	2.22
旧										水戸市双葉台3-2-2-16-206		
新	茨城一新会					高	橋	典	久	つくば市鷹野原8-31	H20.	2.26
旧						栗	原	٢	み	つくば市高見原 1 - 5 - 68		
新	おぎつ和良後援会									東茨城郡茨城町奥谷1243 - 1	H20.	2.27
旧										東茨城郡茨城町小鶴1496		

茨城県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、 同条第3項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名				会計	責任	者の	氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党茨城県那珂 郡第一支部	関		宗	長	関		正	美	那珂市額田東郷1番地	H20. 2.14
木村時郎後援会	木	村	時	郎	佐々	7木		寛	ひたちなか市市毛西山845 - 4	H20. 2. 1
高安よしひさ後援会	小	Ш	末	廣	黒	田	保	夫	東茨城郡茨城町奥谷1895	H20. 2. 1
藤井操後援会	江	波	正	好	長名	川	市	郎	小美玉市野田1475 - 380	H20. 2. 6
磯貝光市後援会	磯	貝	光	市	皆	Ш		清	龍ケ崎市4237	H20. 2. 7
政治結社優魂塾	酒	井	国	友	諸	井	勝	美	石岡市柿岡3997	H20. 2. 7

政治団体の名称	代表者の氏名			会計	会計責任者の氏名			主たる事務所の所在地	届出年月日	
渡辺哲後援会	渡	辺	和	子	渡	辺	和	子	筑西市辻460	H20. 2. 8
塙すすむ後援会	塙			享	塙			享	筑西市蓮沼1216 - 10	H20. 2. 8
心武館純心塾	青	木葉	勝	之	井	坂	俊	紀	土浦市並木3-9-2 サン光ビル203	H20. 2.12
しのつかきみこ後援会	生井	井沢		修	篠	塚		進	潮来市潮来1014番地 2	H20. 2.13
川上幸男後援会	Ш	上	幸	男	Ш	上	幸	男	古河市上和田343 - 25	H20. 2.15
いそまえ勝一後援会	都	平	真	美	磯	前	定	吉	ひたちなか市北神敷台18 - 10	H20. 2.18
「にへいたかし」を囲 む会	=	瓶		隆	=	瓶	よぇ	ま江	日立市田尻町3 - 6 - 3	H20. 2.18
水柿一俊後援会	水	柿	温	良	水	柿	重	寿	筑西市内淀33番地	H20. 2.21
倉石進後援会	倉	石		進	倉	石	千台	七子	取手市双葉 1 - 31 - 5	H20. 2.26
秋元賢治後援会	秋	元	賢	治	秋	元	賢	治	取手市白山 6 - 2 - 9	H20. 2.26
城之内景子後援会	城之	之内	景	子	城之	之内	景	子	取手市井野団地3 - 7 - 503	H20. 2.26
山本みなみ後援会	Щ	本		南	Щ	本		南	龍ケ崎市愛戸町35番地	H20. 2.28

茨城県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第 2 項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

(1	届出者氏名 (代表者氏名)			公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
Ш	畑	秀	慈	阿見町議会議員	かわばた秀慈後援会	稲敷郡阿見町うずら野 3 - 13 - 1	H20. 2. 5
渡	辺	健	_	那珂市議会議員	渡辺健一後援会	那珂市竹ノ内 1 - 16 - 1	H20. 2. 8
柳	田	和	己	衆議院議員 (茨城 県第7区)	ウィローズクラブ	古河市下辺見2333 - 1	H20. 2.21

茨城県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

			首氏名 首氏名)	資金管理団体の名称	公職の種類	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	高	倉	富士男	たかくら富士男後援 会	水戸市議会議員	水戸市双葉台 1 - 46 - 2	H20. 2.22
I日						水戸市双葉台 3 - 2 - 2 - 16 - 206	

	届出者氏名 (代表者氏名)			롭 돌)	資金管理団体の名称	公職の種類	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	荻	津	和	良	おぎつ和良後援会	茨城県議会議員 (東茨城郡南部選 挙区)	東茨城郡茨城町奥谷1243 - 1	H20. 2.27
旧							東茨城郡茨城町小鶴1496	

茨城県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のよ うにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

(1	届出者氏名 (代表者氏名)			公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
柳	田	和	己	衆議院議員 (茨城県第7区)	柳田和己を育てる会	古河市下辺見2333 - 1	H20. 2.21
Щ	本		南	龍ケ崎市議会議員	山本みなみ後援会	龍ケ崎市愛戸町35番地	H20. 2.28

茨城県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようにあっ たので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者 (代表者	氏名 氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
木村 時	郎	ひたちなか市議会 議員	木村時郎後援会	ひたちなか市市毛西山845 - 4	H20. 2. 1
磯貝 光	市	龍ケ崎市議会議員	磯貝光市後援会	龍ケ崎市4237	H20. 2. 7
渡辺 和	子	筑西市議会議員	渡辺哲後援会	筑西市辻460	H20. 2. 8
塙 :	享	筑西市議会議員	塙すすむ後援会	筑西市蓮沼1216 - 10	H20. 2. 8
川上 幸	男	古河市議会議員	川上幸男後援会	古河市上和田343 - 25	H20. 2.15
仁瓶	隆	日立市議会議員	「にへいたかし」を 囲む会	日立市田尻町 3 - 6 - 3	H20. 2.18
倉石	進	取手市議会議員	倉石進後援会	取手市双葉 1 - 31 - 5	H20. 2.26
秋元 賢	治	取手市議会議員	秋元賢治後援会	取手市白山6-2-9	H20. 2.26
城之内	景子	取手市議会議員	城之内景子後援会	取手市井野団地 3 - 7 - 503	H20. 2.26

茨城県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について,西 条昌良後援会から訂正の報告があったので,同法第20条第1項の規定に基づき,政治団体の収支報告書の要旨 (平成 19年茨城県選挙管理委員会告示第95号) の一部を次のように訂正する。

平成20年3月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

平成18年分政治団体の収支報告書の要旨(2)資金管理団体の部 総括表の西条昌良後援会の項中「7,199,512」を「7,199,507」に、「4,268,173」を「4,268,168」に、「2,652,553」を「2,652,548」に改める。

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月7日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
 - 平成20年3月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 心の和
- 3 代表者の氏名

川﨑瑠美

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1998番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して、障害者自立支援法・介護保険法に関する事業を行い、障害者・高齢者の 自立と社会参加、又地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

······

基本測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法 第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量 (河川事業に伴う水準測量)
- 3 作業終了日 平成20年 2 月28日

4 作業地域 古河市, 猿島郡境町

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの で、同法第36条第3項の規定により公告する。

······

平成20年3月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 牛久市女化町776番7,976番4
- 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 山 口 俊 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 守谷市松並字相野谷1389番36

2 事業主の住所及び氏名

つくば市東二丁目3番地17 サンライフ横田A棟201号

鈴 木 雄 大

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市加茂字榎前4611番3

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市加茂4908番地1

川上正義

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稲敷郡阿見町大字竹来字金守1809番1

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字曙277番地1町営プレハブ住宅27号

宮崎 衛,宮崎京子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 古河市尾崎字寺野2629番 4

2 事業主の住所及び氏名

古河市尾崎2623番地16

清 水 順 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市山字山神北脇504番3

2 事業主の住所及び氏名

栃木県小山市大字雨ヶ谷新田26番地6

青木和則,青木純娘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町長岡字峯984番3

2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町長岡892番地

渡辺幸夫,渡辺幸子,渡辺幸恵

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,060円)

発 行 茨 城

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978番 6 茨城県総務部総務課 電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)